二、公休日ニ日給全額支給スルコト

三、共済組合ノ救済金ヲ病氣ニテ休業ノ際現在ノ支給方ヲ初日ヨリ支給スルコト

（註現在休業八日目ヨリ六十三日間給料半額支給ノ規定ナリ）

四、我々出業後病氣其ノ他事故ニテ退廳ノ場合ハ勤務時間ニ應シテ賃銭ヲ支給スルコト

（註）現規定

一、起業時限迄ニ出業シ其時間ノ半數以上服業シタル後退業シタルトキハ賃銭半額支給

二、起業時限ニ後ルヽコト十分以内ニ出業シ終業時間迄服業シタルトキハ賃銭十分ノ九支給

三、起業時限ニ後ルヽコト十分以内ニ出業シ其時間ノ半數以上服業シタル後退業スルトキハ賃銭十分ノ五支給

五、前記ノ各項目ハ十一月一日ヨリ實施スルコト

理由

思想ノ悪化ハ生活難ヨリ来ルハ論ヲ俟タス頃日米價ヲ初メ家賃其他ノ物價頻々トシテ騰貴シ吾人ノ生活ヲ脅カスコト甚シ殊ニ都市生活ニ於テ一層痛切ニ之ヲ感ス而シテ吾人ハ現在收入ノ外十餘円ノ増收ヲ得ハ足レリ然ラサレハ貧窮ニ泣ク其ノ差僅ニ十余円ニテ死活問題ヲ惹起スル細民ナリ敢テ多額ヲ要スルニ非ス依テ之カ救済ヲ希望スルモノナリ

（終）

職工收入調

一般職工（役付職人、見習工及女工ヲ含マス）

	造兵廠	横浜船渠会社	石川島造船所	東京瓦斯電気会社
[illegible]	八月分	八月分	八月分	六月分
平均賃銭日給	一、六二〇	一、八〇〇	[illegible]	[illegible]